

## IV 予算

### 1 平成26年度年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、平成26年3月31日付で、平成26年度計画を農林水産大臣に届け出た。

その後、

#### (1) 平成26年5月21日付で、輸入乳製品売買事業費の予算を変更（補給金等勘定）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第2項の規定に基づくバターの追加輸入の実施及び乳製品の国際価格の高騰により平成26年度に買い入れる乳製品の契約単価が上昇したこと等の諸要因に伴い、輸入乳製品売買事業費の所要額が追加されたことによる措置

#### (2) 平成26年9月26日付で、輸入乳製品売買事業費の予算を変更（補給金等勘定）

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第2項の規定に基づくバター及び脱脂粉乳の追加輸入の実施に伴い、輸入乳製品売買事業費の所要額が追加されたことによる措置

#### (3) 平成26年12月5日付で、糖価調整事業費及びでん粉価格調整事業費の予算を変更（砂糖勘定及びでん粉勘定）

平成26年4月の日豪EPA交渉の大筋合意に基づき、高糖度粗糖の精製用に限定して輸入条件の緩和（関税の無税化等）が行われることとなったことに伴い、輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し等に係る業務システムの改修を行う必要が生じたため、糖価調整事業費及びでん粉価格調整事業費の所要額が追加されたことに伴う措置

#### (4) 平成27年2月20日付で、野菜農業振興事業費の予算を変更（野菜勘定）

国の平成26年度第1号補正予算において、産地の構造改革の推進対策として野菜農業振興事業費に加工・業務用野菜生産基盤強化事業が追加されたことに伴う措置を行うため、年度計画の変更を農林水産大臣に届け出た。

### 2 事業内容の概要

平成26事業年度の業務運営の前提となった事業内容の概要は、次のとおりである。

#### (1) 畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行う。

ア 指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡し

イ アの業務に伴う指定食肉の保管

ウ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第6条第2項、第3項又は第4項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費の補助

#### (2) 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

#### (3) 旧農畜産業振興事業団法により行われた出資に係る株式又は持分の管理及び処分に

- 関する業務を行う。
- (4) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の規定により次の業務を行う。
- ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付
- イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付
- ウ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る経費の補助
- (5) 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- (6) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により次の業務を行う。
- ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し
- イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し
- ウ 甘味資源作物交付金及び国内産糖についての交付金の交付
- エ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
- オ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付
- (7) 砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための補助事業の事業実施主体に対する指導監督を行う。
- (8) 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務を行う。
- (9) 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の規定による次の業務を行う。
- ア 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付
- イ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という。）の輸入
- ウ イの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
- エ ウの業務に伴う指定乳製品等の保管
- オ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- (10) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定による次の業務を行う。
- ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
- イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- (11) 旧農畜産業振興事業団が締結した債務保証契約に係る乳業者等に対する債務の保証に関する業務を行う。
- (12) (1)～(11)の業務に附帯する業務を行う。

### 3 平成26年度の業務運営に関する計画（平成26年度計画）

次ページより、平成26年度の業務運営に関する計画（平成26年度計画）を転載。

# 独立行政法人農畜産業振興機構平成26年度計画

制定：平成26年 3月31日付け25農畜機第5737号  
変更：平成26年 5月21日付け26農畜機第920号  
変更：平成26年 9月26日付け26農畜機第2870号  
変更：平成26年12月 5日付け26農畜機第3850号  
変更：平成27年 2月20日付け26農畜機第5026号

## 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 事業費の削減・効率化

事業費については、補助事業の効率化等を通じ、適正な水準の確保に努める。

また、業務経費（附帯事務費）については、平成24年度比で2%の抑制を行うことを目標に、削減する。

この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

#### 2 業務運営の効率化による経費の削減

(1) 一般管理費（人件費を除く。）の削減目標を達成するため、業務の見直し及び事務処理の効率化等により業務運営の効率化に努め、平成24年度比で6%の抑制を行うことを目標に、削減する。

また、地方事務所の賃借料等について、前年度設置したチームを活用し、経費削減を検討する。

(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指標を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。

また、総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応する。

(3) 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、契約については、真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、一者応札・応募の改善に取り組むとともに、「随意契約等見直し計画」（平成22年5月13日22農畜機第714号）に基づく取り組みを着実に実施し、その取組状況を公表する。

また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

さらに、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査を受ける。

### 3 業務執行の改善

(1) 独立行政法人評価委員会の評価の効率的かつ効果的な実施に資するよう、次の取組を行う。

① 業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。

② 平成 25 年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。

③ 第三者機関による平成 25 年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

#### (2) 補助事業の審査・評価

平成 25 年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

#### (3) 内部統制機能の充実・強化

内部統制機能の充実・強化を図るため、次の取組を行う。

① 平成 26 年度内部監査年度計画に基づく内部監査の実施。

② コンプライアンス委員会において審議された平成 26 年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進に向けた計画的な取り組み。

③ 組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会の定期的な開催。

④ 個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。

#### (4) 情報セキュリティ対策の向上

政府機関統一基準群を含む政府関係機関の一連の対策を踏まえて、適宜、情報セキュリティ規程並びに情報セキュリティ対策マニュアルの見直しを行うこととし、情報セキュリティ対策に係る PDCA サイクルを構築するための取組を推進する。

#### (5) 緊急時を含めた連絡体制の整備

所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。

特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

### 4 機能的で効率的な組織体制の整備

業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。

また、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、組織体制の見直し等を踏まえ、理事の分掌、副理事長との役割分担等を検証する。

### 5 補助事業の効率化等

#### (1) 効率的かつ透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとする。

#### (2) 施設整備事業の効率的かつ効果的な事業の実施

① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。

② 費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。

③ 設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。

④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後 3 年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては 5 年目）までのものの利用状況の調査を行う。

また、3年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては5年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。なお、必要に応じて現地調査を行い、利用率が低迷している場合には改善を行わせるよう指導する。

（3）補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。

- ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。
- ② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。
- ③ 事業の進行管理システムにより、事業の進行状況を把握し、その効率的な執行を確保する。
- ④ ホームページにおいて、事業の目的、補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要及び事業実施地域等の採択した事業の概要を公表する。
- ⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。
- ⑥ 新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法等の改善を行う。
- ⑦ 機構の業務実施に必要な経費を確保する等のため、畜産業振興事業について、次の取組を行う。
  - ア 決算上の不用理由の分析を行う。
  - イ 補助金経由の在り方及び各法人等における基金造成の在り方の見直しを行う。

## 6 砂糖勘定の累積欠損の解消に向けた取組

砂糖勘定の累積欠損の解消に向け、糖価調整制度の趣旨及び「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」等に基づく収支改善に向けた取組を踏まえ、交付金の交付業務等を適正に実施するとともに、短期借入れをするに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの削減に努める。

# 第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

## 1 経営安定対策

### （1）畜産関係業務

#### ① 畜産業振興事業

畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的かつ弾力的に実施する。

#### ア 肉用牛対策

肉用牛生産者の経営の安定を図るため、次の取組を行う。

- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、補填金を迅速・的確に交

付するため、補填金の交付状況等に応じて所要の基金造成を適切に行う。

- ② 都道府県団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、都道府県団体を指導する。

イ 養豚対策

養豚生産者からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に生産者補填金等を交付する。

ウ 補完対策

経営安定対策の補完対策にあっては、新規・拡充事業について事業実施主体への指導等の取組を重点的に実施するなど、事業の効率的かつ適正な実施を図る。

② 加工原料乳生産者補給交付金の交付

ア 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に生産者補給交付金を交付する。ただし、指定生乳生産者団体から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

イ 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から 9 業務日以内に公表する。

③ 肉用子牛生産者補給交付金の交付

ア 交付業務の迅速化

指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。

イ 交付状況に係る情報の公表

(ア) 交付業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する生産者補給交付金の交付を終了した日から 5 業務日以内に公表する。

(イ) 肉用子牛生産者補給金制度の適切な運用に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）等の活用を行う。

(2) 野菜関係業務

① 指定野菜価格安定対策事業

指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

② 契約指定野菜安定供給事業

契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 22 業務日以内に交付する。

また、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者への支援については、中期目標期間中 30 グループ以上のリレー出荷の特例措置に係る認定に資するよう、生産者に加え、実需者や流通業者等を対象に、国と連携した事業の活用を促進する説明会等の年 2 回以上の実施やパンフレットの配布、リレー出荷の優良事例の紹介等を通じて、毎年 500 以上の者に対して当該特例措置の周知を図る。

③ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

①又は②の業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。

④ 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資する事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

⑤ ホームページ等による業務内容等の公表

ホームページ等において、透明性を確保する観点から、野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量及び価格等に関する情報を、原則として毎月公表する。

(3) 砂糖関係業務

① 甘味資源作物交付金の交付

甘味資源作物交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。

② 国内産糖交付金の交付

国内産糖交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

③ ホームページ等による業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。

(4) でん粉関係業務

① でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉原料用いも交付金については、事務処理の迅速化等により、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から 8 業務日以内に交付する。

② 国内産いもでん粉交付金の交付

国内産いもでん粉交付金については、事務処理の迅速化等により、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。

③ ホームページ等による業務内容等の公表

本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。

2 需給調整・価格安定対策

(1) 畜産関係業務

① 指定食肉の売買

ア 指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から 30 業務日以内に売買業務を実施する。

イ 指定食肉の買入れ・売渡しを的確に実施するため、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握するとともに、指定食肉の価格安定に資するため、ホームページ等においてその情報を公表する。

② 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

畜産物の価格安定を図るため、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握するとともに、国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から 14 業務日以内に調整保管に係る補助金の交付決定を行う。

③ 指定乳製品等の輸入・売買

ア 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から 20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。

ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。

イ 国家貿易機関として、平成 26 年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当てる。

ウ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

エ 指定乳製品等の輸入・売買を的確に実施するため、毎月、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を把握するとともに、生乳及び牛乳・乳製品の需給の安定に資するため、ホームページ等において情報を公表する。

オ 指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第 14 条の 4 に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の 19 日までに公表する。

(2) 野菜関係業務

① 野菜農業振興事業

野菜農業振興事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的かつ弾力的に実施する。

また、緊急需給調整事業は、平成 25 年度に実施したアンケート結果を踏まえ、個々の事業の必要性や事業のメニューの見直し等について検討を行い、今後の農林水産省の見直し作業に検討結果を提供する。

(②) ホームページ等による業務内容等の公表

ホームページ等において、需給動向に的確に対応し得るような農業経営者を育成する等の観点から、野菜の需給・価格等に関する的確な情報を、原則として毎月公表する。

(3) 砂糖関係業務

砂糖の内外価格差の調整を図るために、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。

(4) でん粉関係業務

でん粉の内外価格差の調整を図るために、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページ等において、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績を翌月の15日までに公表する。

### 3 緊急対策

(1) 畜産関係業務

畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病等や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を行う。

また、事業の実施及び評価に当たっては、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生・まん延や畜産物・飼料価格の著しい変動等の危機的状況への対応のため、年度途中に機動的な対応が必要となることについて配慮する。

(2) 野菜関係業務

野菜をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、野菜農家及び野菜関係者への影響緩和対策等を行う。

### 4 資金の流れ等についての情報公開の推進

(1) 畜産関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講じる。

ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。

イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

ウ 畜産業振興事業により、事業実施主体等において造成された基金については、基金造成後速やかに補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等に準じて定めた基準（平成24年度改正）に基づき、基金の名称、基金額等の基本的事項を公表する。

エ 畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを事業返還金の活用理由等を付記した上で9月末までに公表する。

(2) 野菜関係業務

機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の措置を講ずる。

ア 機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を9月末までに公表する。

イ 生産者等にわたった資金の事業別・地域別の総額を9月末までに公表する。

#### (3) 砂糖関係業務

機構からの補助金により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金の保有状況、今後の使用見込み等を9月末までに公表する。

また、機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況について、國民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。

#### (4) でん粉関係業務

機構が実施する調整金徴収及び交付金交付業務等の運営状況等について、國民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構が輸入指定でん粉等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、翌月末までに公表する。

### 5 情報収集提供業務

#### (1) 需給等関連情報の的確な収集と提供

需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、農畜産物の需給動向に関する情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、平成26年度の実施状況及び平成27年度の計画について検討する。

また、外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。

#### (2) 情報提供の効果測定等

- ① 提供した情報について、その効果を測定するためのアンケート調査等を実施する。
- ② (1)及び(3)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で4.0以上となるようにする。
- ③ アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。
- ④ 紙媒体での情報提供の効果を検証し、ホームページによる情報提供への重点化、紙媒体での情報提供の合理化等の見直しを行う。

#### (3) 需給等関連情報の迅速な提供

需給関連統計情報については情報収集の翌週まで、需給動向情報については情報収集の翌月までの期間内に公表を行う。

また、情報利用者等からの問合せ等には迅速に対応する。

#### (4) 消費者等への情報提供

消費者等への情報の提供については、消費者等の視点に立ってその要望に応えた

分かりやすい情報とするため、以下の措置を講じる。

- ① 消費者の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、調査結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。
- ② 消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換を行うことにより、消費者等の理解の促進を図る。

(5) ホームページの機能強化

ホームページの機能強化に努めるため、以下の取組を行う。

- ① ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析の実施。
- ② ①の集計・分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。

(6) 広報活動の推進

広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。

(7) 照会事項に対する対応等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。

### 第3 予算、収支計画及び資金計画

#### 1 予算

##### 平成26年度予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1,965
国庫補助金	6,370
その他の政府交付金	105,423
業務収入	91,660
拠出金	9,940
負担金	4,229
納付金	4,025
資金より受入	104,689
借入金	27,383
諸収入	16,577
計	372,261
支出	
業務経費	353,788
借入金償還	20,186

人件費	2,489
一般管理費	610
その他支出	274
計	377,347

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	704
その他の政府交付金	72,102
畜産振興事業拠出金	9,940
調整資金より受入	38,298
畜産業振興資金より受入	66,391
諸収入	15,636
計	203,070
支出	
業務経費	170,630
畜産振興事業費	170,201
情報収集提供事業費	359
その他業務経費	70
肉用子牛勘定へ繰入	21,309
人件費	984
一般管理費	235
計	193,157

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金	6,370
野菜事業負担金	4,229
野菜事業納付金	4,025
諸収入	908
計	15,533
支出	
業務経費	25,554
野菜生産出荷安定事業費	21,502
野菜農業振興事業費	4,011
情報収集提供事業費	41
指定野菜価格安定対策資金等～繰入	160
人件費	421
一般管理費	115

計	26,250
---	--------

## (4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	900
その他の政府交付金	8,092
業務収入	48,992
借入金	27,383
諸収入	4
計	85,371
支出	
業務経費	64,384
糖価調整事業費	45,252
国庫納付金	19,071
情報収集提供事業費	61
借入金償還	20,186
人件費	643
一般管理費	145
その他支出	113
計	85,472

## (5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	308
業務収入	9,379
諸収入	0
計	9,688
支出	
業務経費	11,992
でん粉価格調整事業費	8,179
国庫納付金	3,777
情報収集提供事業費	36
人件費	182
一般管理費	54
計	12,228

## (6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	

その他の政府交付金	25, 230
業務収入	33, 289
諸収入	24
計	58, 543
支出	
業務経費	59, 932
加工原料乳補給金事業費	31, 112
輸入乳製品売買事業費	28, 819
人件費	205
一般管理費	48
計	60, 185

( 7 ) 肉用子牛勘定

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	53
畜産勘定より受入	21, 309
諸収入	2
計	21, 363
支出	
業務経費	21, 296
肉用子牛補給金等事業費	21, 296
人件費	55
一般管理費	13
計	21, 363

( 8 ) 債務保証勘定

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
収入	
諸収入	2
計	2
支出	
業務経費	0
保証業務費	0
計	0

2 収支計画

平成26年度収支計画

( 1 ) 総計

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	356, 392

経常費用	356, 392
業務経費	352, 969
資金繰入	160
人件費	2, 489
一般管理費	603
その他支出	113
減価償却費	57
収益の部	347, 606
経常収益	333, 710
運営費交付金収益	1, 965
補助金等収益	213, 635
業務収入	90, 899
資金戻入	25, 493
資産見返運営費交付金戻入	7
資産見返補助金戻入	2
諸収入	1, 707
特別利益	13, 897
前期損益修正益	13, 897
純損失	△ 8, 785

(注記) 勘定間の内部取引を除く。

## (2) 畜産勘定

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	193, 130
経常費用	193, 130
業務経費	170, 595
畜産振興事業費	170, 201
情報収集提供事業費	359
その他業務経費	36
肉用子牛勘定へ繰入	21, 309
人件費	984
一般管理費	229
減価償却費	14
収益の部	193, 165
経常収益	179, 268
運営費交付金収益	704
補助金等収益	177, 795
諸収入	769

特別利益	13,897
前期損益修正益	13,897
純利益	35

( 3 ) 野菜勘定

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	26,260
業務経費	26,260
野菜生産出荷安定対策事業費	25,554
野菜農業振興事業費	21,502
情報収集提供事業費	4,011
指定野菜価格安定対策資金等へ繰入	41
人件費	160
一般管理費	421
減価償却費	114
	10
収益の部	
経常収益	26,399
野菜事業資金戻入	26,399
諸収入	25,493
	906
純利益	140

( 4 ) 砂糖勘定

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	65,292
業務経費	65,292
糖価調整事業費	64,384
国庫納付金	45,252
情報収集提供事業費	19,071
人件費	61
一般管理費	643
その他支出	145
減価償却費	113
	6
収益の部	
経常収益	60,513
運営費交付金収益	60,513
	900

補助金等収益	10,611
業務収入	48,992
資産見返運営費交付金戻入	5
資産見返補助金戻入	2
諸収入	4
純損失	△ 4,779

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	12,230
業務経費	11,992
でん粉価格調整事業費	8,179
国庫納付金	3,777
情報収集提供事業費	36
人件費	182
一般管理費	54
減価償却費	2
収益の部	
経常収益	9,690
運営費交付金収益	308
業務収入	9,379
資産見返運営費交付金戻入	2
諸収入	0
純損失	△ 2,540

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	59,425
業務経費	59,425
加工原料乳補給金事業費	59,171
輸入乳製品売買事業費	31,112
人件費	28,059
一般管理費	205
	48
収益の部	
経常収益	57,783
	57,783

補助金等収益	25,230
業務収入	32,529
諸収入	24
純損失	△ 1,642

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	21,363
業務経費	21,363
肉用子牛補給金等事業費	21,271
人件費	55
一般管理費	13
減価償却費	24
収益の部	
経常収益	21,363
運営費交付金収益	53
畜産勘定より受入	21,309
諸収入	2
純利益	0

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	0
経常費用	0
業務経費	0
保証業務費	0
収益の部	
経常収益	2
諸収入	2
純利益	1

3 資金計画

平成26年度資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区 分	金 額
-----	-----

資金支出	1, 057, 928
業務活動による支出	354, 404
投資活動による支出	603, 662
財務活動による支出	90, 318
次年度への繰越金	9, 544
資金収入	1, 057, 928
業務活動による収入	239, 510
投資活動による収入	780, 212
財務活動による収入	27, 383
前年度繰越金	10, 824

( 2 ) 畜産勘定

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
資金支出	799, 065
業務活動による支出	192, 892
投資活動による支出	533, 264
財務活動による支出	70, 106
次年度への繰越金	2, 802
資金収入	799, 065
業務活動による収入	98, 351
投資活動による収入	697, 780
前年度繰越金	2, 933

( 3 ) 野菜勘定

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
資金支出	61, 168
業務活動による支出	26, 090
投資活動による支出	31, 602
次年度への繰越金	3, 476
資金収入	61, 168
業務活動による収入	15, 533
投資活動による収入	43, 161
前年度繰越金	2, 475

( 4 ) 砂糖勘定

(単位 : 百万円)

区 分	金 額
資金支出	85, 749
業務活動による支出	65, 185

財務活動による支出	20,186
次年度への繰越金	378
資金収入	85,749
業務活動による収入	57,988
投資活動による収入	0
財務活動による収入	27,383
前年度繰越金	378

(5) でん粉勘定

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	13,824
業務活動による支出	12,193
次年度への繰越金	1,632
資金収入	13,824
業務活動による収入	9,725
投資活動による収入	0
前年度繰越金	4,099

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	97,152
業務活動による支出	58,014
投資活動による支出	38,296
財務活動による支出	1
次年度への繰越金	841
資金収入	97,152
業務活動による収入	57,856
投資活動による収入	38,431
前年度繰越金	865

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区 分	金額
資金支出	21,905
業務活動による支出	21,339
投資活動による支出	500
財務活動による支出	24

次年度への繰越金	41
資金収入	21,905
業務活動による収入	21,364
投資活動による収入	500
前年度繰越金	41

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	374
業務活動による支出	0
次年度への繰越金	374
資金収入	374
業務活動による収入	2
投資活動による収入	340
前年度繰越金	33

4 每年の運営費交付金の算定については、運営費交付金の残高の状況にも留意しつつ、適切な金額の算定を行う。

また、資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に留意しつつ以下により効率的な運用を行う。

- ① 事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月2回以上実施する。
- ② 資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。

#### 第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、800億円とする。
- 3 でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120億円とする。

#### 第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

緊急的な経済対策として平成21年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度中に金銭により国庫に納付する。

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染

された稻わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金、不用額等について、金銭により国庫に納付する。

また、平成 28 年度までに、所有する職員宿舎を 2 戸廃止し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。

第 6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし

第 7 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

予定なし

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

(1) 方針

業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。

なお、調査情報部の調査役については、役割分担の見直しなど管理職として真に必要な配置について不斷に検討し、見直しを行う。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数は、234 人を上回らないものとする。

[参考 1]

前期中期目標期間の期末（平成 24 年度）の常勤職員数 234 人

期初の常勤職員数の見込み 234 人

期末の常勤職員数の見込み 234 人

[参考 2]

中期目標期間中の人件費総額見込み 9,818 百万円

(3) 業務運営能力等の向上

職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。

① 職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。

ア 初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等

イ 一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、海外派遣研修等

ウ 管理職研修として、新任管理職研修

② 職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。

- ア 会計関連研修として、会計事務職員研修、予算編成支援システム研修、消費税中央セミナー
- イ 広報・調査情報関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修、情報提供技術向上研修
- ウ 総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修
- エ 監査関連研修として、内部監査研修等
- オ その他、共通研修として、語学力向上研修、海外派遣研修、中央畜産技術研修、統計研修等

### 3 積立金の処分に関する事項

畜産勘定、でん粉勘定及び補給金等勘定の前期中期目標期間繰越積立金 は、それぞれ独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）附則第 8 条第 1 項に規定する業務、同法第 10 条第 5 号二及びホに規定する業務並びに加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 3 条第 1 項に規定する業務に充てる。